

令和8年6月市議会定例会提出議案その2

八 尾 市

議案第48号

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を改定するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

令和 8 年 6 月市議会定例会提出議案その 2  
令和 8 年 6 月発行（R 8 - 48）  
八尾市総務部政策法務課